大船渡市ささえあい長寿推進協議会条例

(設置)

第1条 高齢者福祉の向上及び介護保険事業の推進に関し必要な事項を調査審議するため、大船渡市ささえあい長寿推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 高齢者の保健福祉事業の推進に関すること。
 - (2) 介護保険事業の円滑な推進に関すること。
 - (3) その他高齢者福祉の向上に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 介護保険の被保険者
 - (2) 医師、歯科医師及び薬剤師
 - (3) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設を代表する者
 - (4) 公益を代表する者
- 2 委員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)
- 第6条 協議会の庶務は、生活福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成15年3月31日までの間に委嘱された委員の任期は、第3条第2項 の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。